

## 検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび、「保医発 0930 第 3 号」により、下記の検査項目において検査実施料の適用が行われましたので、ご案内いたします。  
よろしくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

### 適用日

平成 25 年 10 月 1 日から適用

### 新規収載項目

- 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出 . . . . . 未受託

### 条件が追加された項目

- サイトケラチン 19 (KRT19) mRNA 検出 . . . . . 未受託
- 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出 . . . . . 未受託
- 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 . . . . . 未受託

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

## 保健科学グループ



株式会社 保健科学研究所

本社 / 横浜市保土ヶ谷区神戸町 106 TEL 045-333-1661  
仙台支社 / 仙台市宮城野区扇町 1-3-5 TEL 022-236-9345  
中部支社 / 名古屋市西区則武新町 2-20-17 TEL 052-582-3201  
大阪支社 / 豊中市原田中 1-2-3 TEL 06-6843-5622  
福岡支社 / 福岡市博多区山王 2-14-34 TEL 092-452-0851

新潟臨床検査センター  
保健科学東日本  
日本ノーバメディカル研究所  
いかがく  
組織科学研究所  
ケーアイエー細胞病理研究所  
カスタムメディカル研究所

遠州予防医学研究所  
日本厚生団衛生科学研究所  
湘南医化学検査センター  
小田原衛検  
相模医研  
東部メディカルセンター

● 検査実施料の新規掲載項目

適用日:平成25年10月1日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	850点	微生物学的検査 (判断料:150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の10	<p>ア 結核菌イソニアジド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。</p> <p>イ 当該検査は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。</p> <p>ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</p>

● 算定条件が追加された項目

適用日:平成25年10月1日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出	2400点	血液学的検査 (判断料:125点)	「D006-8」サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出	<p>サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出は、視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン19(KRT19)mRNAの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA(One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</p>
結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出	850点	微生物学的検査 (判断料:150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の10	<p>ア 「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。</p> <p>イ 「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、「6」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>ウ <u>当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</u></p>
結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出	850点	微生物学的検査 (判断料:150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の10	<p>ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。</p> <p>イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。</p> <p>ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>エ <u>当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</u></p>

※ 下線部が改正により追加・変更された部分になります。